

平成24年第4回紀の川市議会定例会 第3日

平成24年12月 6日（木曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午前11時06分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
6番 阪中晃	7番 松本哲茂	8番 上野健
9番 杉原勲	10番 高田英亮	11番 寺西健次
12番 堂脇光弘	13番 田代範義	14番 石井仁
15番 森田幾久	16番 井沼武彦	17番 今西敏文
18番 竹村広明	19番 岡田勉	20番 坂本康隆
21番 大森道夫	22番 亀岡雅文	23番 村垣正造
24番 西川泰弘		

○欠席議員（2名）

3番 原延治 5番 吉田隆三郎

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	会計管理者	武田雅明
水道部長	今井辰巳	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時28分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第4回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

なお、3番 原 延治君より所用のため、本日の会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、19番 岡田 勉君の一般質問を許可します。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

今回は、社会保障制度についてということであります。3点についてお聞きをいたします。

最初は、社会保障制度についての考え、その制度をどのようにとらえているのかという問題であります。社会保障は、もともと人は誰でも「生まれてきた以上、みんな平等に人間らしく生きたい、成長したい。」という切実な要求があり、その要求実現の運動があっつつくられてきたものが少なくありません。医療や介護、年金、生活保護、保育や社会福祉など、このような社会保障制度は、人として生きる権利実現のための国民の生存権確保を目的とする制度であります。その生存権を規定した憲法第25条では「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」として第2項では「国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としています。児童福祉や障害者福祉といった社会福祉、それから社会保険を広く社会保障としてとらえて、国は進んで向上、増進に努める義務があることを定めています。

そこでお聞きをしますが、国民の生存権確保を目的とする社会保障制度についてどのように捉えているのか、考えをお聞きしたいと思います。

2点目は、社会保障制度の国庫負担が削減される中での地方自治体としての役割についてであります。

一例ではありますが、国保税をこんなにも高くした最大の原因は、国の負担金の削減にあります。1984年、当時の政府は医療費×45%としていた国保の定率国庫負担を給付費×50%にかえる法改定を行いました。45%から50%になったということで、国

庫負担率が上がったように見えますが、実際は大幅な削減であります。国保はかかった医療費の3割が窓口負担、7割が保険給付ですから給付費×50%は医療費全体でみると7割×50%で、35%になります。入院や手術などで高額療養費が適用されると給付費が7割以上になるので少し率は上がりますが、かなりの削減になっています。

このように、社会保障制度では国庫負担金が削減されれば、国民が払う保険料や個人負担の負担増となつてはね返ってくるわけでありましたが、こういうときに住民の福祉の増進を図ることを基本としている地方自治体の役割をどう果たしていこうと考えているのかお聞きをします。

3点目は、国保と介護保険制度の中での低所得者対策についてであります。

国民健康保険法の第44条では、一部負担金の減免等ということで条文が規定されております。そしてまた、国民健康保険法の第77条では、保険料の減免等ということで規定があります。そしてまた、介護保険法の第142条にも介護保険料の料を減免できるという定めがありますが、低所得者対策としてどのような措置を今まで取られてきているのかということをお聞きします。

以上で、1回目を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。岡田議員の社会保障制度についてということで、まず市の考え方はどうかということでございます。

社会保障につきましても、国民の生命と安全を守るため、医療、年金等々の各制度におきまして自助、共助及び公助の中、国においては安定的な運営を図るため、必要な財源確保、施策を講じ、地方は地域の実情に応じ創意工夫を行い、県とも連携を図る中、それぞれの役割分担を明確にし、必要な措置を講じる、また担っていくものと考えてございます。

議員御質問にありました憲法におきましては、国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとされてございます。今、国におきましては社会保障制度改革推進法が施行され、少子高齢化の進展に伴い、社会保険料にかかる国民負担が増大すると同時に、国及び地方公共団体の財政状況が悪化することなどから、社会保障制度改革国民会議を設置して本制度における改革を推進していくこととしております。

このようなことから、本制度の骨格は国レベルで決定されるものであり、市といたしましても負担の公平性、財政運営の安定化等々、きめ細かく確実に運営していけるよう進めてまいりたいと考えてございます。

次に、国庫負担金の削減についてでございます。国においては制度の安定的な運営を図るため、果たすべき諸施策を講じ、厳しい経済状況の中、必要な財源確保に努める必要があると考えてございます。紀の川市においても財政状況は今後より一層厳しさを増すものと考えますが、住民福祉の増進を図る上でも制度の運営を行うについて関係法令に従い、

事業を進めていかなければならないと考えてございます。

その中で、国民健康保険について申しますと昭和36年からの国民皆保険制度の開始以降、調整交付金の創設、給付割合の改正に伴う負担率の変更等が行われてきた状況であります。平成24年度から国庫負担金割合を減少させ、その分を県調整交付金を増額させるという措置が取られています。これは地方の自由度を拡大させるという意味合いがあり、将来的な国保財政運営の都道府県単位化を円滑に進めるためでもあると考えてございます。

負担が国から県に移行した形になりましたので、理論上、被保険者の負担増にはなっていないと考えてございますが、紀の川市といたしましても財政基盤の弱い国民健康保険の運営について国民負担割合の拡大ということを強く願っているものでありまして、市町村で構成する協議会においても、毎年そのことを要望書として提出しているところでございます。

次に、3点目の国保関係の低所得者対策ということで、今回の社会保障と税の一体改革において、軽減対策として新たに2,200億円を保険料軽減と低所得者の多い支援制度の拡充を図ることとなっております。そうしたことから、今現在、市におきましては7割、5割、2割の法定減免を実施しているところでございますが、議員言われました一部負担金の減免制度につきましては、災害等における減免要綱を制定し、実施しているところでございます。

また、先ほども申しましたとおり、低所得者層の対策として法定の減免対策を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） おはようございます。それでは、岡田議員の社会保障制度についてということで、福祉部の部門から御答弁させていただきたいと思っております。

社会保障制度についてということで、議員の御質問にもありました憲法第25条ということにつきましては、議員のおっしゃられたとおり、国民の生存権を保障する規定でありまして、その中で社会保障制度につきましては社会保障及び公的扶助による国民個人に対する経済的保障をさすものであり、国民の生活を守るセーフティーネットの機能であると理解しております。ただ、社会保障の充実、安定のためには安定財源の確保が不可欠であります。現在、国では社会保障と税の一体改革関連法案が可決成立し、関連法案の1つである社会保障制度改革推進法の規定により、具体的な整備が推し進められているところであります。市といたしましても、国の動向を注視しながらであります。社会保障制度は国の責務であると同時に、当然自治体の責務であると認識しております。

また、公費が削減される中での地方自治体としての役割ということにつきましても、安定的な財源のもと行う施策でなければならないという考えですが、国の財政事情の緊迫から年々増加する社会保障に要する費用を賄う国庫負担金が削減されているのが現状であり

ます。市といたしましても関係法令を順守しながら必要な財源の確保に努め、その制度を守っていかねばならないと考えております。

次に、介護保険制度の中で低所得者に対する対応でございますが、第5期介護保険計画の保険料についても、国は前期より月額で基準額が約1,000円ほど上昇すると見込んでいた中ではございますが、本市では策定委員会において御熱心に御協議いただき、的確な給付量と取り崩し可能な基金を全て取り崩し、保険料を少しでも低く設定できるように協議した結果、紀の川市では300円程度の上昇にとどまっております。

介護保険は社会全体に基づく相互扶助を基本的な考え方として、制度上、全ての被保険者から保険料を負担いただくものです。このことから、負担能力の低い方でも負担していただきやすくするため、第4期と同様に所得に応じてきめ細かく保険料設定を細分化し、保険料の階層設定を10段階にしております。その中で、できるだけ低所得者に配慮した保険料を設定したところで、保険料の猶予や減免の措置も講じる準備も行っております。

また、介護保険の給付対策としての利用者の軽減については、サービス利用者には高額介護サービス費として月額利用者負担軽減を、また特定入所者介護サービスとして住居費、食費の負担軽減措置も実施しています。今後とも社会情勢の変化に対応した住民の負担の少ない介護保険制度の運用を国に求めていくことはもちろんではございますが、サービスを受ける人の立場に立ったサービスの提供と、負担能力の低い方でも負担できやすい保険料の設定をその都度目指してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。それでは、岡田議員の御質問に財政的な側面からお答えをさせていただきます。

社会保険、生活保護、医療制度などの社会保障制度は、国が主体となって国民に安心できる生活を保証する仕組みであるため、市の健全な財政運営のため、市町村の負担とならないよう国が十分な財政措置を講じるとともに、市町村は市民の身近な基礎自治体として適切な役割を担うというのが基本的な考え方でございます。

全国市長会においては、例えば低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については国の責任において財政措置を含め、総合的かつ統一的な対策を講じるよう抜本的な見直しを行うこと、また福祉、医療などの社会保障経費の拡大に伴う財政需要につきましては、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整、財源保障の両機能が果たされることを提言しているところでございます。

本市を取り巻く財政環境は、近年の医療や介護などの社会保障経費の増加が大きな負担となっております。このような中、限られた財源を産業、建設、教育などの各分野にバランスよく配分する財政運営を行っているところであり、福祉分野においても必要とされる経費を配分し、福祉の後退とならないような財政運営に努めているところでございます。

地方自治法第2条第14項に規定されている「地方公共団体はその事務を処理するに当

たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」この趣旨にのっとり、引き続き市が果たすべき役割を担ってまいります。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今、答弁してもらったんですけれども、市民部長は私がお聞きした国庫負担の削減について、県の調整交付金で肩がわりしていて、被保険者の負担にはなっていないと答弁されました。それから、保健福祉部長は、国庫負担が削減されてるのが現状と。そして今後、住民の負担の少ない制度を国に求めていくとこのように答弁されてるんですけども、何ていうのか、見方が分かれてるんじゃないかと思うんですけれども。もう一度、その辺、責任ある答弁をお願いしたいと思います。

それから、憲法第25条にある生存権の確立、生存権を保障していくということでありますが、市民部長は被保険者の負担にはなっていないということなんですけれども、実際、この間、国保税は上がってきてるんです。何年前かちょっと忘れちゃったけれども、一回上げました。それはなぜ上げられたのかという問題。そういう中で、短期保険証を発行している問題とか、また窓口でのとめ置きという状況も、保険料が高くて払いたくても払えないというこのような人があるわけです。それは、この憲法第25条からみて社会保障の給付を受けるときに、それと引きかえに人間としての尊厳、誇りを犠牲にしなければならない事態が起こるようなことであれば、社会保障の名に値しないと思うんです。憲法第25条からみて。その点、どのように国保税が上がって、そういう払いたくても払えない人、そしてそういう方に短期保険証なんかを発行してるということについて、どのように考えられておられるのか。

それから、2点目でお聞きした国の国庫負担が削減されている中で、そういう状況の中で住民の福祉の増進を図ることを基本としている地方自治体の役割ですか、そのことについて明確な答弁がないんですけれども。

保健福祉部長は介護保険制度の中でのこともふれられておりました。今回の第5期の介護保険事業計画の策定のときに、第4期もそうでしたけれども、できるだけ1号被保険者の保険料の負担を軽減していくということで、多段階制の導入ということをやっておりますね。これはやはり、国の負担金が削減されてる中で、住民に負担をできるだけ求めないという地方自治体としての役割をここで、私は一定果たしてると思うんです。こういう取り組みもされているということは、私、評価したいと思います。役割を一定果たしてるということも言えると思うんですけれども。それが、国保税の中で、なぜこういうことができないうのかという問題についてお答えいただきたいと思います。

以上で、2回目といたします。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 岡田議員の再質問の国庫負担の部分でございます。

国の国庫負担が調整交付金のほうに肩がわり、県の調整交付金のほうに肩がわりして削減されてないのではないかとということでございますが、お答えいたしましたのは療養給付費におけます国庫負担金につきまして、今まで100分の34の負担割合で行われていたものが、100分の32となつてございます。そうした中で、その100分の2の減額分につきましては県の調整交付金で上乘せするというところで、トータル的には100分の34という形になって、トータルで100分の50という形になっているということでお答えいたしました。

それで、国庫負担金の削減につきましては先ほども申しましたとおり、制度の改正以来、年々制度改正等により議員おっしゃられたように医療分の給付から医療給付金の給付という形で制度負担率の改正等も行われた経過がございますが、それにつきましても同じような形で、制度の改正の中で削減されてきたということでお答えしてございます。

それで、給付を受ける権利ということで短期保険証、それから窓口とめ置き等の質問でございますが、それにつきましてはいわゆる国保税の滞納者の方につきまして、納付をお願いして、いろいろと納付相談等の機会を与えるということで短期証または窓口とめ置きという形じゃなしに、市役所まで来て納税相談の機会を受けてもらうということでしている措置でございます。そうしたことから、給付を受ける内容につきましては、皆、平等に給付対象になっていると考えてございます。

それから、国の削減の質問の中でございますが、国保税、介護保険制度における削減制度等の中で、国保税でなぜそういう対応ができないのかという御質問ですけれども、国保税におきましては国の制度に基づきまして給付割合等、保険料の税率等を定めているところでございます。そうした中で、たしか平成19年だったと思うんですけども、国保税の改正をしてございます。それ以後につきましては、限度額の改正等々につきまして保険料の改正を行っているところでございます。

そうしたことで、国保税につきましても独立採算の限度と申しますか、そうした制度の中で運営していくということで、今現在も国保税の税率を上げずに運営しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（自席） 再質問いただいた中で、市民部と福祉部との見解が違うというお話でございましたが、私は基本的には変わっていないと思っております。

やはり、国保にしろ介護保険制度にせよ、社会保障の大きな事業のほとんどは国の法律の上で動いてる事業であります。したがって、その制度を国が変えられれば自治体はそれについていかなければならないという苦渋の選択をせざるを得ない。その中で国にその補助金の削減、あるいは今後目減りしていくであろう特定財源という部分をいかに確保していただくか、国に要望していくというのはそれぞれの事業の担当してる立場上、多少はやり方は違うかも知れませんが、制度を何とか自治体について維持しやすくように要求していくのは当たり前のことでありまして、また自治体もその財源を確保するのに最善

をつくさねばならないのは当たり前のことやと思っておりますので、基本的には市民部長と考えは変わらないと考えております。

やはり、その都度その都度、これから迎える超高齢化社会に、まして少子化ということの中で、生産性も低下していくであろう時代を今後どう支えていくかというのは国が責任を持って、また自治体が責任を持って取り組んでいくのが一番重要なことでありますので、今後ともその辺について十分協議しながら社会保障を守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ございますか。

19番 岡田 勉君。

○19番（岡田 勉君）（質問席） 今、答弁してもらったんですけども、国の制度についていかなければならないと。しかし、先ほどからも言うてるように、地方自治体は一つの法人格を持った団体でありますから、国の制度はあるとしてもそういう中で住民の福祉の増進をどのように図っていくのかという考えに立って進めていかんと、なかなか国保税の場合を見ても、払いたくても払えない人が短期保険証になったり、窓口のとめ置きというような状況が続いてると思うんです。やはりそういう低所得者の人に対して、何らかの対策を講じていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

そのために、1回目のときに申し上げたように国民健康保険法の中での44条の一部負担金の減免等というのは、これは窓口での3割負担の軽減なんです。それから、同じ国民健康保険法第77条では保険料の減免等ということで、保険料自体を低所得者のために下げていくと、何らかの考慮を自治体として講じていくというのが、国の制度がある中でも地方自治体として果たしていくべき役割ではないかなと思うんです。

最後に市長にお聞きしたいんですけども、憲法第25条に定められている生存権について、それと社会保障の関係についてどのように考えられているのか。特に、先ほどから言うてる私たちの身近な生活にかかわる問題である国保税とか介護保険料、特に介護保険料についてはかなり重い負担になっているんです。国保税なんかよりも重い負担になっていると。市町村民税非課税者も保険料の納付義務がある上に、所得税、住民税や国保税に比べても所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆進性が強いと。介護保険料は、低所得者には非常に重い負担になっていると。こういう制度なんです。

そこで、地方自治体としての役割はどのように果たしていくのか。憲法第25条に保障されている生存権というのをどのように確保していくのかということについて、市長のほうから答弁お願いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 岡田議員の再々質問にお答えしたいと思います。

事務的には保健福祉部長、市民部長が答弁したとおりだと思っております。これはいつも国保、介護、両方についていろいろ定義についてもそうですが、問題といたしますか、低

所得者、払いたくても払えないという方の問題があるわけであります。

基本的には、国保等につきましては皆保険であるということの中で、決められた制度によってその税を払っていただくというのが基本で、公平にさせていただくというのが市の立場であり、また市民全部が望んでることだと思っております。

そんな中で、払いたくても払えない、また不慮の事故等で今までは払ってたけども、今年はだめだという方については、申請もしていただく制度があるわけでありまして、減免措置もあるわけでありまして。いざ、その年に入って今だ払ってくれてない、なぜだろうということ、病気したときに慌てて市役所へ来られて保険証を出してほしいというような方もあるわけでありまして。不心得な方も数多くあるわけでありまして。そんな状況の中で、市がもう少し市民の皆さん方に国保なり介護保険の重要性、また意味合いの認識を高めていただくとともに、一緒になって払ってもらえるような、また、減免できるようなそこまでの市と市民の皆さん方との状況をきちっと把握して、公平な税にしていかなきゃならんと。

それと同時に、先ほど担当が国の制度にのっとなってやっていかなかきゃならんと、それももちろんそうなんです、それと同時に紀の川市がいろいろとそういう状況の皆さん方と十分相談をし、またその状況を把握すると同時に、先ほど申し上げたようにいろいろと相談をさせていただきながら、公平性を欠かないように進めていくということで御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、岡田 勉君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。質問事項が2項目との通告がありますので、まず、子ども医療費助成の拡大についての質問をお願いいたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問を行います。

まず1つ目の通告のテーマです。子ども医療費助成についてということで、質問をいたします。

紀の川市では、小学校入学までであった子どもの医療費の無料化を3年前の平成22年度から小学校卒業までに広げて実施されています。この医療費助成制度は、保護者からも大変喜ばれている施策であり、紀の川市に暮らす子どもの命を行政が守っていくという行政の姿勢を示す力のある施策だと考えています。小学校卒業までの無料化、これが実施された当時は、ほかの自治体と比べても一歩先を行く施策でありました。それだけに子育て世代に対するインパクトは大きかったと思っております。

その後、紀の川市以外の自治体も子ども医療費の助成を充実させてきまして、県下では紀の川市よりも進んだ無料化を行っている自治体もふえてきています。近いところでは紀

美野町や九度山町、高野町が中学校卒業まで、印南町では18歳までに広がっているという状況です。全国的にみますと、入院は小学校卒業までとする自治体が既に半数を超えているという状況ともなっています。子どもの命を守るとともに子育て世代応援、若者の定住促進のためにも、現制度からさらに突き抜けた充実した助成制度へと進めたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

1回目、終わります。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） 石井議員の子ども医療費の助成の拡大についてということで、お答えさせていただきたいと思います。

子ども医療費の助成について、中学校卒業まで拡大してはという御質問でございます。当市におきましては、議員御質問にもありましたとおり、平成22年度より小学校卒業までの入院、通院の医療費助成を、和歌山県の補助制度である小学校就学前までの乳幼児医療制度を拡大して助成する制度として、紀の川市単独で実施しているところでございます。厳しい財政状況ではございますが、近隣の和歌山市、海南市、岩出市などと比較いたしましても、もっとも対象者の幅を広くとっていると思っております。

そうしたことで、平成24年4月現在、県内市町村におきましては議員おっしゃられたとおり、紀美野町ほか9町村が実施している状況でございます。また、全国では平成23年4月現在におきまして、中学校卒業までの助成を実施している市町村につきましては、入院については901市町村、通院助成につきましては655市町村が実施している現状がございます。そうした現状の中、入院が通院よりも246団体多く、市町村における実施内容にもばらつきがございます。この制度につきましては、先ほど申しましたとおり、県の乳幼児医療助成制度に基づき実施している事業等でございます。

そうしたことから子ども医療費の無料化を拡大すれば、全て市単独の事業として取り組むこととなります。そうしたことで、国保の補助金がカットされるというペナルティもございますが、そういった問題を解消し、恒久的な施策として位置づけるためにも市長会等を通じて県費補助拡大の強い要望を続けてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 市民部長から答弁いただきまして、市長に2回目で答えをいただきたいと質問させていただきます。

先ほど部長も言われたように、本来で言えば国の責任としてどこに住もうと子どもの医療というのは安心して受けられる状況が保障されるべきだと私も思いますが、現在はそこまで至っていないという状況です。早く、今の状況ではないように抜け出す方向に国自身が向かってほしいと思いますし、今、部長が言われたように市長会を通じて国のほうに働きかけるといことも大事なことだと思ってるんですけども。

それでも、今の実態というのは子ども医療費の水準が、若い世代にとっては住む場所選
びの大きな指標になっているというのも事実だと思います。全国的にみると半数が入院ま
では無料にしているという状況にある中で、さらに前に進めるということについて、部長は
全て市町村の負担になるということでそこまでのお答えだったんですけども、市長とし
て今後の方向をどう考えられてるのかということのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の御質問にお答えをしたいと思います。

小学校卒業するまでの医療無料化につきましては、県下でもさきがけてやらしていただき
ました。小学校を卒業してということになると今度は中学校までとか、いろいろと要望
等出てくることはあると思っております。

そんな中で、私は同じ和歌山県、同じ日本の中で子育てをしておる方が、平等に国が考
えていく必要があるんじゃないかということは常々思っております。そんなときに、今、
選挙真ただ中でありまして、各党が子ども補償費出しますよ、医療費出しますよ
とかいろいろな選挙公約をマニフェストとしてやられてますけれども、いかなる党が政権
を取ろうとも統一した中で、また何に使われるかわからないような親任せという補助じゃ
なしに、医療費と書給食費とか学校の授業料とかそういう位置づけの中で、公平に立てる
ような施策を国に考えてもらうべく運動展開していく必要があるんじゃないかなと前々か
ら思っております。

紀の川市だけ、またよその市町村もやってるから紀の川市も負けないようにと競争はい
いですが、それが市町村だけの施策となりますと限度がございますので、全国市長会等々、
まずは和歌山県の市町村も交えた中での今後の進めをしていけたらと思っておりますので、
議員各位の御協力もよろしくお願いしたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、子ども医療費助成の拡大についての質問を終わります。

続いて、地域主権改革への対応についての質問をお願いいたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） では、2つ目の質問です。地域主権改革に対する対
応についてということでお尋ねをしたいと思います。

昨年、地域主権改革を進める第1次と第2次の一括法が成立しました。この主な内容は、
法律や省令による義務づけや枠づけの見直しと、都道府県から市町村への権限移譲を進め
るというもので、全部で248法律に及ぶものとなっています。具体的には、これまで国
が定めていた施設の設置や管理運営の基準を自治体の条例で規定すること、自治体の事務
について国との協議や同意、国の許認可などを原則廃止すること、自治体が定めることと
する基本構想などの計画策定義務の廃止などがあって、特に施設の設置、運営基準につい
ては、保育所など児童福祉施設、特別養護老人ホームなどの高齢者介護施設、障害児者施
設、公営住宅など住民生活に直接かかわるものが多くあり、国が一定の基準を示すものの
自治体の判断に委ねるという内容になっています。

また、市町村に移譲される権限の中には、これまで都道府県が行っていた社会福祉法人の指導監査権限も含まれており、同じ市内で施設や事業所を展開する社会福祉法人には市が指導監査や設立認可、行政処分などを担うことになっています。

全国的には権限移譲であったりの対応には、移譲された法人監査を市町村が今度は県に委託しかえすというところや、指導監査課を設置して対応しているというところもあるようです。今後、この地域主権改革により自治体の権限や裁量が拡大する一方で、住民生活にかかわる部分で国の責任が曖昧になり、自治体の姿勢や財政力によっては今よりも住民サービスが後退する可能性も出てくると考えています。

今回の質問は、紀の川市にどんな影響が現時点で生じているのか。自治体の運営対応、行政サービスを受ける住民の権利はどうなるのかという問題意識からの質問ですが、2点でお聞きをいたします。

1つ目は、地域主権改革一括法をどうとらえて対応してるのかということをお聞きいたします。これまで国が義務づけてきた基準などが自治体の条例で定めることになりませんが、今までよりもよりのものにしていくのかどうか。これもお聞きいたします。

2つ目は、権限移譲に伴う事務量の増加、より専門性が求められる業務への対応についてです。特に福祉の分野でお聞きをしますが、法人の監査など事務量増加への対応はどうされているのかという点。それから、指導監査業務を適正に行うための体制づくり、職員の養成についてどう取り組まれてるのか、これをお聞きいたします。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、石井議員の地域主権改革への市としての考え方とその対応についてお答えさせていただきます。

今回の地域主権改革は、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であると理解しております。より地域の実情を反映した行政運営を進めることが可能になると考えてございます。

義務づけ、枠づけの見直しにつきましては、地方公共団体の自治事務について、国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務づけ、枠づけが多数存在するため、その見直しと条例制定権の拡大を進めることで地域の住民を代表する議会の審議を通し、公共機関みずからの判断と責任において行政事務を実施する仕組みに改めるものと考えてございます。

紀の川市においても、例えば農地法第3条第1項の許可事務や社会福祉法のいわゆる社会福祉法人の設立の許可等などの権限移譲により、所管課の事務もふえております。また、公営住宅法の公営住宅の入居基準、道路法の道路構造の技術的基準、都市計画法、介護保険法等に基づく義務づけ、格付の見直しなどに伴い、条例等で基準等の制定が必要となってきております。これらの条例制定において、市の方向としては義務づけ、枠づけの見直しについては国が定めている基準の引き下げを目的とするものではなく、地域課題の解決

を図れるものであると考えており、地域の実情を踏まえ、議会での御審議を経て御決定をいただくということになると思います。

また、権限移譲に伴う財源確保と職員の資質向上につきましては、行政事務の低下とまらないようすべきものであると考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、石井議員の地域主権改革に対応ということで、特に権限移譲に伴う部分につきまして、福祉部の部分について御答弁させていただきます。

地域主権改革法の施行により、一部権限移譲が平成23年度より行われております。福祉部におきましては、まず社会福祉課におきまして、社会福祉法人が紀の川市内においてのみ事業を行っている9法人に対し、適正な法人の運営、経営を図るため、定款の認可、変更、現況報告書の審査、また法人指導等の監査を行っております。また、子育て支援課の部分につきましては、民間の保育所の認可、廃止、また市内4カ所の民間保育所の指導監査、また7カ所の認可外保育所、例えば院内保育所、那賀病院の保育所とかそういったところの立入検査、届け出受理等々を行っております。

また、高齢介護課では現在のケアハウス、1つの施設ですが監査の対象となっており、人員配置、設置基準、運営基準の3項目について立入検査により実施しております。

権限の移管、事務移管に当たりましては、前年に県主催の研修会に参加いたしまして、県の指導監査やら施設の立ち入りの調査などに市の担当職員も一緒に随行させていただきまして、監査や立入調査の手順等の研修を行いました。また、移管された年には市の実施する監査などに県職員も同行願うなど研修を重ねて、現在は市の職員のみで対応していますけれども、やはり問題がある場合もあります。その場合は、県の指導を仰ぎながら対処しております。

権限移譲により事務量の増加はいたしかたないところでございますが、今のところ、まだ件数も比較的少なく、現有の職員で何とか対応しているところでございますが、今後なお一層の権限移譲が推し進められ、新たな権限移譲事務がふえれば、今の体制では対応いたしかねるものと考えております。今後、事務量の増加に即した人員の配置や専門知識を要する職員の育成配置が必要になってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 総務部長と保健福祉部長から答弁いただきまして、総務部長からは地域主権改革を前向きにとらえて対応していくという趣旨の答弁だったと思います。引き下げではなくて、地域課題の解決を図ることが述べられていまして、このことは大事なことだなと思ひながら聞かせていただきました。

それから、保健福祉部長にお答えいただきました権限移譲についてなんですけれども、この間、介護保険事業所での介護報酬の不正請求、利用者への虐待が県下でも起きています。保育所の民営化を紀の川市も進めています。民間社会福祉法人を指導、あるいはより支えていくという責任を自治体、担っていかなければならないという中で、指導監査という専門性の求められる業務をきちんと担える状況にあるのかということで、権限移譲についてはお聞きをしました。部長のお答えの中に、研修もされて県にも相談しながら対応してるということなんですけれども、今の時点で市の職員のみで対応してるということと、それから今後件数がふえてくると、権限移譲の範囲が広がってくるということになると、今の体制では難しいということも部長は述べられました。自治体によっては、1つの課を新設して対応するところもあるくらい、事務量の変化、職員の専門性が問われる業務になっています。

市長にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほども少し言いましたが、民間事業所がいろいろ苦勞もされながら事業展開されて、中には不正も行うというところもあるということで、適正な運営がされているのかや不正や利用者さんへの人権侵害がされていないかと、きちんと監査するには今の体制で今後も十分とお考えかということをお聞きしたいと思います。人をふやすとか専門家を招くとか、専門性を蓄えて引き継いでいけるような体制をつくるか課題は幾つもあるかなと思うんですけれども、どうお考えかということをお聞きいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の地域主権改革の国からの移譲等々、そんな中でいろいろ福祉施設、また保育所等いろいろとあるわけでありますが、十分専門家がその対応をやっていくには、今の体制では県の指導等を仰ぎながらという部長の答弁でありましたが、今後、紀の川市としてその対応ができるように増員、また専門的な部署等を考えながら、不正やまた市民の皆さん方に迷惑をかけることのないように指導するとともに、これをきちっと進めていく必要があるということは十分承知をいたしております。国、県においても、移譲したらそれで終わりということではなしに、国の手だても十分考えてもらえるような要望もしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

次に、8番 上野 健君の一般質問を許可します。

8番 上野 健君。

○8番（上野 健君）（質問席） おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、私が12月定例議会最後の一般質問であるとともに、この議場での一般質問も最後であります。きのう、旧打田町の同僚であります榎本議員が一般質問して、今、石

井議員がされました。私が最後になるわけなんですけども、私も打田の町議会3期、そして、その後引き続いてこの議場で2期にわたってこの議場で育ってまいりました。大変思い出深い議場でありますけども、この議会で最終ということになります。来年になりますと、新しい議場へ行くわけなんですけども、向こうで議員が活発に議会運営、それぞれ意見を交わすことを期待するとともに、今回は非常に質問者が少ないということです。これは、みんな新しい議会で、3月議会にたくさんの議員が一般質問するんだろうと期待をしておりますとともに、これから質問するわけですけれども、時間がたくさんございますので、ひとつ思いを込めて質問したいと思っておりますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

私の一般質問は、市の活性化対策の取り組みについてであります。

今、石井議員が地域主権改革について質問いたしました。これについて、活性化対策の取り組みについては関連があるかどうかわかりませんが。

私は3年前に議長の職でありまして、東京へ議長会に行きますと紀の川市は広域行政委員会に所属をしておりました。そこで、ちょうど民主党が政権を取ったときでありまして、地域主権改革の推進ということばかりをすごくうち明けたわけであります。ちょっと読んでみます。

「主権者たる国民がみずからの住む地域のことは、みずからの責任で決定できる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを地域主権改革は目指している。」という。そして国がサポートしていくということで、大いに打ち明けたわけありますけれども。今、石井議員の質問の中にもありましたけれども、やっと法律ができました。私は、大変不安であります。本当にこれを推進したのかどうか。途中からは本当に何も言わなくなってしまって、解散したわけあります。そういうことありますので、今読んで中にありますように、私たちのまちづくりは自分たちの手でつくっていかねばならないということあります。

そこで、活性化対策に移ります。今、経済は大変な不況であります。国のほうも財政が厳しいようでありまして、この紀の川市におきましても、その不況の波が押し寄せているわけあります。倒産、廃業、そういうものをよく聞きます。

そこで、紀の川市において商工会の会員数、どのようになっているか、ちょっと調べてまいりました。10年前の平成14年、まだ合併をしてないときですが、各町に商工会が5つありました。その合計の会員数が1,594ありました。10年たった今、平成24年、今は2つです、紀の川市の商工会と那賀商工会と。合計した紀の川市全体の会員数が1,286。308の会員が減っております。それでも今、1,286の紀の川市の会員さんが一生懸命頑張っております。大変厳しい、もうやめようかなとどうしようかなという会員さんもたくさんあるわけありますけれども、不況の中で頑張ってる会員さんもたくさんおられます。そんな中で、やはり不況におけるときに活性化対策に取り組んでいかなければならないと思います。行政の中心的な役目を持っておられる企画部長に、その点の取り組みについてお尋ねいたします。

続いて、農林商工部長にお尋ねいたします。

紀の川市の基幹産業は農業であります。この農業がやはり活力のある、元気のある農業にならないとなかなか紀の川市のまちの活性化、まちづくりにはつながっていかないわけでありまして。どうも農家の収入がふえてこない、増加してこないのが現状であります。これはいろいろ農林商工部においても、行政においてもいろんな策を練って対応していただいていることは承知の上でありますけれども、この後ずっと続いて活性化ができるものであるかと考えますと非常に嫌悪します。やはり、もっともっと流通機関とかそういうもの、JAさんとかいろいろな各種団体との交流をもって協働体制をとってしておるということでありましてけれども、もっともっと新しい施策、新しい流れ、そういうものをもっていかないのではいけないのではないかと思います。新しい農業といってもなかなかないわけでありましてけれども。

紀の川市には近畿大学生物理工学部といういい大学がございます。そこにすばらしい先生がたくさんおられるわけでありまして。皆さん御存じのように仁藤教授は、いろんな市との交流によってしていただいております。近畿大学へ行くこともあるんですけども、近畿大学の中で鈴木高広先生がおられます。前に講演を受けたことがあるわけなんですけども。その先生は、日本の農業は労働力の時間の割合に収入が少な過ぎるというのを何とか改革したいという形で研究を進めております。ここに日本を救う「芋エネルギー技術」というのを立ち上げて、テレビで引っ張りだこで出演をしております。ジャガイモをつくって、ジャガイモというのはペットボトルの中でもできるということで、それを耕作放棄地などにたくさんつくって、段積みでつくって、それを食料またはチップスにしてスライスして燃料にして燃やして、その熱料でタービンを回してエネルギーをつくると。そういう形でビジネスになるということでテレビで放映されております。彦根市とかいろんな市が手を挙げて耕作放棄地の対応にどうかなということ、先生といろいろと対応しているようであります。

これは一例でありますけれども、そういうふうにはいろんな施策はあると思うんですけども、農業の活性化がやはりまちの活性化につながっていくことでもありますので、その辺についても農林商工部長の取り組みの答弁をお願いいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） 上野議員の不況対策、その規格や取り組みという御質問に対しての答弁をさせていただきます。

紀の川市は平成17年の平成の大合併により誕生し、新たな時代に即した新しいまちづくりを目指して「いきいきと力を合わせたまちづくり 夢あふれる紀の川市」を将来像として掲げ、市民と一体となって積極的な施策、事業の展開を図っているところでございます。合併後、自然災害の発生、人口減少、少子高齢化の進展、厳しい経済情勢など

本市を取り巻く状況も大きく変化してきており、こうした変化にも柔軟に対応していかなければなりません。

現在、紀の川市長期総合計画の後期基本計画を策定中ですが、その中で市の活性化対策に関連する基本施策といたしまして「就業しやすい活力ある産業づくり」「魅力と個性ある便利な商業環境づくり」「活力のある農業と食のまちづくり」などがございます。

雇用対策として、本年10月に造成工事が完了いたしました北勢田第2工業団地へは優良企業を誘致し、雇用促進に努めてまいります。もう既に1号地には中部抵抗器株式会社の進出が決定し、来年8月から操業を開始する予定となっております。また、現在、岩出市にあります県内産の農産物を使用し、食酢、日本酒等の製造販売を行っている株式会社九重雑貨が旧桃山町へ進出し、本社も移転する運びとなり、11月19日に進出協定を締結するなど、活性化対策としての企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

ほかにも商工会などと連携して、商店街の活性化を支援する事業、資金繰り等の悪化に対応し、県や国と連携し、適切な融資ができるよう商工会等を通じて対策を講じています。また、農業活性化のための担い手育成、農業経営支援、農産物のブランド化、農業6次産業化による販売促進などにも取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、基本施策といたしまして「魅力ある田園観光交流のまちづくり」があります。紀の川市の持つ貴重な資源、豊かな農産物、歴史文化、自然環境を活用して観光交流人口をふやすことも非常に有効的な市の活性化対策であり、インターネットなどあらゆる機会を利用してPR・広報を充実し、積極的に紀の川市の情報発信を推進してまいりたいと思っております。

また、紀の川市活性化の重要なカギとして、大阪都市圏との交通アクセスの整備促進だと考えております。京奈和自動車道及び市内2つのインターチェンジと幹線道路を結ぶアクセス道路の整備、また阪和自動車道上之郷インターチェンジへ直結する仮称 京奈和関空連絡道路の計画促進にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（登壇） それでは、私のほうから活力ある農業への対策に関する御質問にお答えをします。

紀の川市の基幹産業であります農業を取り巻く状況は従来にも増して農業従事者の高齢化、後継者問題、耕作放棄地の拡大など大変厳しい環境下におかれております。このような中、国や県の農業振興施策の遂行に加えて、市行政として取り組みが必要な市単独の事業を連動させ、農業関係者やJAなど関係団体と連携を図り、農業経営の維持・向上に向けた対策を現在まで講じてきたところであります。いずれの課題解消においても、一朝一夕にはまいりませんが、今後も将来に向け、地道な対応が必要と考えてございます。

合わせて、本市における農業の衰退は他の産業への活力低下にもつながることから、活

気あるまちづくりを目指すためにも危機感をもって農業が元気で活気のある産業へと転換する対策を講じていくことが極めて重要なことであると認識してございます。

こうしたことを踏まえまして、まず担い手対策においては農業の経営基盤を強化、促進するため、認定農業者や新規就農者への支援策として国や県の補助制度を積極的に活用し、農地の集積支援や新規就農者への営農支援などの施策を関係機関、団体との連携をさらに密に実施してまいりたいと考えてございます。また、農業者の世代間で交流する機会を促進し、豊かな経験、知識を持っておられますベテラン農業者と若い世代の農業者の交流機会を通じ、紀の川市の農業基盤の継承を支援すべく、ネットワークづくりなどの構築も同時に進めてまいりたいと考えてございます。

次に、引き続いて農業経営を安定的に継続させていくには、農産物のブランド化や農産物を確保し、付加価値をつけて販売していく対策が必要です。全国ではこうした取り組みに特化し、高い収益を上げてるところも数多くあります。今や農業の6次産業化への取り組みは、農業振興施策の主流といっても過言ではありません。生産、加工、販売などを目指す農家やまた地域での取り組みに対し、大学等の研究機関、和歌山県、JA、商工会、観光協会などとも連携を取り、国や県の補助金の活用に加え、紀の川市としての独自制度や施策の調査研究も進めてまいりたいと考えております。

さらに本市においては、食育事業の推進は市の重要施策と位置づけております。農業分野のみならず、あらゆる市の施策に結びつくこの取り組みをさらに強化するとともに、特に女性のマンパワーを効果的に農業活性化策へ結びつけることも検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ございますか。

8番 上野 健君。

○8番（上野 健君）（質問席） 今、両部長から答弁をいただきました。前向きに取り組んでいただいているということで、これからもひとつよろしくお願いします。

もう1点、活性化についての質問を農林商工部長にお願いしたいと思っております。それは、観光事業の推進ということでありませう。

先ほどから申し上げましたように、今、経済は大変不況の折であります。こうなりますと税収の増加はなかなか見込めない状況になっております。器がひとつであれば、なかなかそこからふえていかないわけでありませう。収入の器を大きくしようと思えば、やはり他府県、他市町村からたくさんの人々に来ていただいて、この紀の川市で食事をし、買い物をし、そして観光していただく、そういうことが非常に大事になるのかなと思っております。

今議会の冒頭で、産業建設委員長の阪中委員長の発表にもありましたけれども、北海道へ研修に行つてまいりましたときにも、やはり北海道は夕張市があるのでなかなか自分たちも頑張らないかんとということでもいろいろなものに取り組んでおりますけれども、やはり観光事業というのが非常に主になつてございませう。私たちもこの必要性があるわけ

であります。紀の川市に現在、どれくらいの観光客が来ているのかといいますと、今、長期総合計画の審議会が行われておりますけれども、その中にも書いてありますように、紀の川市へは観光客が1年間に210万人から230万人が訪れているということでありませう。月に直しますとひと月に約20万人が観光に訪れていると。私はそれだけの観光客が来てるとは思っておりませうし、それだけの観光客が来ているのであれば、観光バスがあちこちにとまっているはずですよ。これはやはりめっけもん広場へ買い物に来る客、これが年間で一番多いときが82万9,000人あったといいます。安楽川の桃を買いに来る。これもたくさんの何万人という人が買いに来る。また、各種イベントにも来ていただいております。そういう人たちをカウントして二百何十万人ということになると思います。

では、それだけの人が紀の川市に来ておるわけでありませうが、この人たちはただ買いのものをめっけもん広場でして、帰っていくということじゃなしに紀の川市にはもっともっと見ていただきたい歴史、観光スポットがたくさんあります。旧町でいいますと、那賀町にはすばらしい先生がおられた青洲の里、名手本陣、粉河へ行きますと御存じのとおり粉河寺、また鞆淵には国宝があります。打田では国分寺、西行法師のある百合山、桃山へ行きますと桃源郷、そして三船神社、雄滝雌滝もあそこに紅葉があれば本当にすばらしいハイキングコースだと思っております。貴志川に行きますと平池、そして今、人気のあるたま駅長、こういうふうに加えてたくさんの観光スポットがあります。非常に紀の川市は温暖な気候、そして食べ物がおいしい、そして山あり谷あり川あり、ロケーションも大変すごいわけであります。いいわけであります。この紀の川市をもっともっとPRして、来ていただくことをしなければならぬのやないかと思っております。

今、私はサイクリングの会長をしておりますけれども、サイクリングで取材がたくさん来てまいります。紀の川市のサイクリングもはじめは本当に何もなかったんです。しかし、中村市長にお願いをして、紀の川市の堤防をサイクリングができるように舗装していただいて、やっと全国紙にのれるようなサイクリング場ということで注目を浴びております。そのことで、和歌山県那賀振興局においては、紀の川観光サイクリング協議会というのを立ち上げて、粉河駅、そして貴志駅、そして岩出駅、この3点を結ぶところにレンタサイクルを置いております。この自転車、ダホン社という一流の折り畳みの自転車で10万円いたします。高級自転車を置いております。これを置くことによって取材がもう20件を超えたということでありませう。

この前、NHKが取材にまいりました。うちのサイクリングの事務局長が1日、NHKの記者と自転車で紀の川市を粉河から全部回りました。1日かけて取材をして帰って、それから1週間後にNHKで8時半ごろ放映されました。1日かけた割には放映時間がたった5分、事務局長は嘆いておりましたけれども。しかし、私はこのNHKで5分放映してくれたという、紀の川市を紹介してくれたことは大変すばらしいことだと思っております。5分もコマーシャル出してしたら、どれだけのお金があるんだろうと。しかし、無料で紀の川市を紹介していただきました。

そういうことで、いろんな面で紀の川市が注目を浴びる、観光に最適なまちだということとを認識していただきまして、もっともっと観光協会が主となって進めて、取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、農林商工部長の取り組みをお聞きいたしまして、再質問といたします。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 歌 英樹君。

○農林商工部長（歌 英樹君）（自席） それでは、ただいまの上野議員の再質問についてお答えをいたします。

国の経済状況が低迷基調である現在、紀の川市においてもその傾向が顕著にあらわれております。また、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、本市の基幹産業である農業の衰退が進めば、この地域を商圏とする商工業従事者への影響も出てまいりますので、農業振興対策と連動した中で観光資源をうまく活用して、地域の活性化を図ることが必要と考えてございます。

本市には、多くの観光客を引きつける観光資源が各所に点在し、またこの中には他の地域にはない、先ほども議員からいろいろとありましたように、特色ある魅力ある素材も多く含まれております。こうした素材をうまく結びつける、言いかえればそれらを点ではなく線でつなげていく取り組みが重要であるとも考えてございます。

本市の観光振興の中心的な役割を担っていただいております観光協会では、広報部会、企画部会、土産物部会の3つの部会を組織し、それぞれ広域観光事業の推進、観光客誘致の活動、農産物を含めた特産品のブランド化といった取り組みを展開してございます。特に、平成23年度から導入しました特産品推奨品制度における推奨品の審査基準には、主に地元農産物を活用した郷土食あふれる、また安心して召し上がっていただける商品であるかにポイントを置きまして認証を行ってございます。

また、平成23年度より商工会が主体となって「食育のまち 紀の川市」をPRするとともに、本市を訪れた方に紀の川市の美味をとことん味わっていただく「紀の川うまいもんめぐり」スタンプラリーを実施してございます。平成24年度には市内40の飲食店で地元の豊富な食材を使用して、真心を込めて作り上げた自慢の料理を観光客などに提供していただいております。

こうした2つの事例は、観光振興面と農業振興面がうまく線につながった事例であるともいえます。商工観光事業と基幹産業である農業を結びつけていく取り組みを進めれば、おのずと地域活性化の方向は見えてくると考えてございます。地域に根差した資源や素材をうまく活用し、また本市の観光振興への取り組み活動を実践している団体やNPOなどのまちづくり団体も多くございます。こうした方々も情報の共有化を図り、連携を深めまして、まずは紀の川市に訪れる方々の満足度を高めていく目標に、観光交流客の受け入れ態勢の整備、観光PRにむけた取り組みを今後進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

8番 上野 健君。

○8番（上野 健君）（質問席） 再々質問、最後になります。市長に答弁をいただきます。

市長は、常に活性化は頭にあることなので、トップセールスをしていただいておりますし、この前も北海道へ柿売りに行っていました。各市場へも朝早くからいろんな面でしていただいております。

先ほどの企画部長の答弁の中にもありましたけども、工業団地、僕がちょっとうれしかったのは、この前の第2工業団地の竣工式のときに、井阪知事の挨拶の中にこの工業団地を竣工するに当たって、途中でリーマンショックもあり、大変懸念をしたと。しかし、中村市長がこれはやっぱり地域のために、和歌山県のためにということで非常に決断をし、実行をされて、ここまで来れたということをおっしゃってできたんだと、市長のおかげでできたんだということをおっしゃってました。大変、私もうれしく思ったわけでありませうけれども。市長はいろいろとそういう面では、活性化のためというんですかまちづくりのためには、東奔西走していただいております。

その中で、先ほどから質問しておりますように、農業についてはなかなか農業を活性化したら、農業というのはなかなか反応が出てきませんので難しいわけでありませうけれども。ただ、市長も農業をしておりますし、私も農業をしております。米をつくっておりますけれども。最近、よく農家の方に言われることは、米をつくってる農家の人間も、従事してる者も年をとるけども、それを使ってる機械も高齢化になって年をとってるんだと。もうこれがつぶれたら、これに費用をかけるお金がない。また、それだけかけても元が取れない。機械は今、高いです。何百万円という形であるわけですが、米だけでは、とてもじゃないけどできないと。これがつぶれたら、もう米はつukらない、もうようできないということをよく聞きます。そこへお金を云々というのはなかなか難しい点もあると思うんですけれども、やはり農家の方の悲鳴というんですか、そういうものを加味して、今後、農業に対しての活力、ひとつお考えを願いたいと思います。

そしてもう1つは、観光事業であります。紀の川市は自信をもって、空港が近いですし、いろんな面で特産物がたくさんできるまちでありますので、紀の川市に一度来たら、もう一度紀の川市に行きたいなと言えるような、リピーターができるようなまちづくりにもっていきたいと思います。平成27年には国体が開催されます。紀の川市は1,000人近い選手またはコーチなどが来るわけでありませうけれども、これにも宿泊施設の問題がございます。観光事業はいろいろと難しい面もあると思うんですけれども、その点、市長にお答えをいただきまして、この議場、最後の一般質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の基幹産業である農業、また商業、観光面についての御質問、この議場で最後の一般質問となるという意義深いといえますか感銘を受け

られているのではないかと、上野議員においては。私も市長にならしていただいて、この旧打田町の議会で7年間、この議場で皆さん方と紀の川市の発展のために議論を交わしてまいりました。来年からはあちらの新しい市役所ということになるわけで、特に旧打田町出身の議員においては、思い出なりいろいろと感ずるところがあるのではないかなと思います。長い間、御苦労さんでございました。

そんな中で、再々質問の中、私は合併当初から紀の川市の基幹産業は農業であるということ常々申してまいりました。

この紀の川市、あと10年経ったときに皆さん方、どうなってますか。各家庭というんですか、農業されてる方。子どもがあとをついでくれるんか。私もそうですが、私とこの子どもは継いでくれませんが、そんないろいろの状況の中で旧貴志川町時代から、今議長をされております西川農業委員長等を中心に農地の圃場整備というものを推進してまいりました。それをやることによって、先ほど上野議員から御質問のあった農業機械が古くなってくるとか、なかなかあちこちに圃場があるために消毒したり、田植えしたり、いろいろ農業に取り組む時間の浪費というものが非常に無駄があるということ中で、長い間、農業に対する国の施策というものは、ミカン植えたら補助やら切ったら、米つくらなんだら反とう幾ら渡しますとかということで、協力をするばかりで。

これといった農業のいろいろな農業政策に対しての国の補助というものは、農業をされてない一般の、都会の皆さん方からみれば、農業に対して国は非常に多く補助金を出してと思われるんですが、外国へ自動車を売りたいために米を輸入してる、生の米じゃなくして菓子の2次製品をたくさん、タイとか東南アジアから輸入してるというのは事実なんです。その犠牲に農家になっておるわけでありまして。それらを思ったときに、もっと圃場整備や効率のいい農業ができる、そういうことを皆さん方で取り組みませんかということ、合併以後、申し上げてきております。

しかし、昔からの財産、またどうしてもあとを継いでくれる者もないしというようなことおっくうになりがちな地域の皆さん方であったように思いますし、それだからといって諦めたわけではないわけでありまして。つくった農産物、野菜果物、めっけもん一つを見ましても、また桃山の直売所等を見ましても非常に多くの皆さん方が観光ということの中のカウントにされてるんだと思いますけれども、来られる。これはできた品物を買いに来られるだけでありまして。今度は、貸し農園、貸し農地等いろいろ考える中で、自分で今度は野菜や果物をつくってみませんかということ推進していくべきではないかと。それには、農家の皆さん方の農地をまとめる皆さん方の協力なくしてできないわけでありまして。

名前申し上げてどうかと思いますが、有名な杉良太郎さんがせんだって、二階代議士を通じてあれだけおいしい安楽川の桃を、私が送ったわけでわけでありまして、できるのであれば、私は桃山に桃の農地を求めていきたいという話があったんです。それで必ず探しますと約束してるんです。年に何回か来てくれるだけで、紀の川市のPRになるわけであ

ります。そういうことで、私はめっけもんでいろいろ野菜や果物を買ってもらっただけでなしに、紀の川市へ来て果物野菜を自分でもつくってみませんかとか、いろいろな問題をこれから提案していく必要があるのではないかなと思っております。

そんな中、商工業につきましても、先ほどから担当からいろいろ話がありました。少しでも若者が、高校を卒業するまでは紀の川市におられるけれども、大学や短大へ行って帰ってこない、また帰ってきて働くとおろの少ない和歌山県であり紀の川市であるということから、これらを少しでも中小企業とはいえ、企業に来ていただいて、そして働くとおろの確保ということから、北勢田の第2工業団地も決断させていただいたわけであります。

総合的に見て、まだまだやることもあり、伸びる要素を持った紀の川市だと私は思っています。

そういうことで、議会の皆さん方はもちろんのこと、市民の皆さんの協力を得て、そしてよその地域に負けない紀の川市になったなと。それと同時に私はこの突発的な災害に耐えうる、最小限に食いとめられるふるさと紀の川市に皆さん方と一緒にしていけたらと思っておりますので、最終の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 以上で、上野 健君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって散会といたします。

なお、あす12月7日金曜日午前9時30分から再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

（散会 午前11時06分）